

7月10日（火）迄です



源泉税の納付書 (7月10日迄です)

納期等の区分
3001
3006

本税 4,320
延滞税
合計額 ¥4,320

【設例】1月から6月まで毎月10万円の給料を支給し、源泉徴収税額表により月720円の源泉税を預かり、4,320円を納付した例です。

源泉徴収簿

甲欄 乙欄	所 属	職 名	住 所	納税番号	給 料	算 出 税 額
平成30年分 給与所得に 対	区分	月	日	支給金額	源泉税額	
	1	1	25	100,000	720	720
	2	2	25	100,000	720	720
	3	3	25	100,000	720	720
	4	4	25	100,000	720	720
	5	5	25	100,000	720	720
6	6	25	100,000	720	720	
			(600,000)		(4,320)	

記入がわからない方は
申告会をご利用ください

【源泉税の納期の特例】

給与の支給人員が常時10人未満の事業所については、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することにより、年2回にまとめて納付する納期の特例の制度が設けられています。

源泉所得税の区分	納付期限
1月から6月までの間に源泉徴収した所得税	7月10日
7月から12月までの間に源泉徴収した所得税	翌年1月20日

源泉税の納付に必要な書類

- 源泉税の納付書
- 源泉徴収簿
- 扶養控除等申告書

一昨年からマイナンバーの記入が必要になっています。その確認も行いますので、忘れずに持参ください。

※右記の3点の書類は、昨年の11月下旬に税務署から郵送されていますが、無い場合は、青色申告会にも用意してあります。

源泉税が0円でも納付書の提出を！
申告会で提出できますよ…。